

7月9日から 住民基本台帳法が変わります

市民課市民サービス係 ☎(63)2121

1 市外へ引越しても住基カードがそのまま使えるようになります

今までは、他の市区町村へ引越し(転出)をするとあらためて転入先で交付申請の手続きを行う必要がありました。

法施行後は、転入先の市区町村に住基カードを提出すると、カード裏面に新住所が記載され、継続利用が可能になります。(一部サービスは除く)



2 外国人住民も住民基本台帳制度の対象になります

対象者は?

- ①観光などの短期滞在者等を除き、3カ月を超えて在留する日本国内に住所を有する外国人
- ②特別永住者など



ココが変わる!

- ①外国人住民も住民票の写しが発行できるようになります。また、外国人と日本人で構成される世帯には世帯全員の住民票も発行できます。
- ②外国人住民が住所変更したときは、在留カード等を持参し、市役所で14日以内に転入届や転居届などが必要になります。
市外(国外)に転出するときは、事前に転出届も必要になります。
- ③外国人住民の在留資格や在留期間の変更は、地方入国管理局のみへの届出で済みます。(特別永住者は、市役所へ届出)

必要な手続きは?

5月上旬に市から「仮住民票記載事項通知書」を本人に通知します。内容に変更がなければ、施行日に住民票が作成されます。

外国人住民と日本人で構成される世帯で「事実上の世帯主」として届出をしている外国人住民には、続柄変更が必要です。併せて「日本人続柄変更者通知書」を送付しますので、確認してください。

現在の「外国人登録証明書」の内容に変更が生じた場合は、すみやかに届出を済ませてください。

「外国人登録証明書」は、「在留カード」や「特別永住者証明書」に切り替わります!

一定期間は、「外国人登録証明書」が「在留カード」や「特別永住者証明書」とみなされます。
早めに切替手続きを行いたい人は、交付申請を受け付けています。

申請先 在留カード……地方入国管理局 特別永住者証明書……市役所

※交付は、7月9日以降になります。